※この法令は廃止されています。

平成二十五年公正取引委員会規則第四号

消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成二十五年法律第四十一号) 第十二条の規定に基づき、消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則を次のように定める。

(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出)

- 第一条 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(以下「法」という。)第 十二条の規定により、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為をしようとするものは、あらかじめ様式第一号による届出書一通を公正 取引委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体(当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。次条において同じ。)の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名、構成事業者の数及び構成事業者のうち中小事業者が三分の二以上である旨を記載した書類
 - 二 共同行為に係る協定書又は共同行為を議決した会議の議事録を作成している場合には、その写し

(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出)

- **第二条** 法第十二条の規定により、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為をしようとするものは、あらかじめ様式第二号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名及び構成事業者の数を記載した書類
 - 二 共同行為に係る協定書又は共同行為を議決した会議の議事録を作成している場合には、その写し
- 3 この条の規定に基づく届出をしようとするものが前条の規定に基づく届出を同時にしようとする場合には、様式第一号による届出書及び様式第二号による届出書に共通する事項については様式第二号による届出書の記載を省略し、又は前項に掲げる書類の添付を省略することができる。

(変更届出)

- 第三条 第一条又は前条の規定に基づく届出をしたものは、当該届出書に記載した事項を変更しようとする場合(事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体に変更が生じる場合を含む。)には、あらかじめそれぞれ様式第三号又は第四号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。この場合において、第一条第一項又は前条第一項の届出書の記載事項のうち変更をしない記載事項については、その記載を省略することができる。
- 2 前項の届出書には、第一条第二項又は前条第二項に掲げる書類のうち変更しようとする事項に関する書類を添付しなければならない。
- 3 前条第三項の規定は、この条の規定に基づく届出について準用する。この場合において、前条第三項中「様式第一号」とあるのは「様式第三号」と、「様式第二号」とあるのは「様式第四号」と読み替えるものとする。 (廃止届出)
- 第四条 前三条の規定に基づく届出をしたものは、当該届出に係る共同行為を廃止した場合には、遅滞なく、様式第五号による届出書一通 を公正取引委員会に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、法の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。
- (共同行為の実施期間の終了日に関する経過措置)
- 2 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)の施行の日(平成二十七年四月一日。以下この項において「施行日」という。)前にした第一条及び第二条の規定に基づく届出(施行日前に第三条の規定に基づく届出をしたときは、その変更後のもの)に係る届出書における平成二十九年三月三十一日を共同行為の実施期間の終了日とする記載は、平成三十三年三月三十一日を共同行為の実施期間の終了日とする記載とみなす。ただし、施行日以後消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部を改正する規則(平成二十七年公正取引委員会規則第六号)の施行の日(平成二十七年五月二十九日)前に第三条の規定に基づく届出(共同行為の実施期間の終了日を変更するものに限る。)をしたときは、この限りでない。
- 3 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第八十五号)の施行の日(平成二十八年十一月二十八日。以下この項において「施行日」という。)前にした第一条及び第二条の規定に基づく届出(施行日前に第三条の規定に基づく届出をしたときは、その変更後のもの)に係る届出書における平成三十年九月三十日を共同行為の実施期間の終了日とする記載は、平成三十三年三月三十一日を共同行為の実施期間の終了日とする記載とみなす。ただし、施行日以後消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部を改正する規則(平成二十九年公正取引委員会規則第四号)の施行の日(平成二十九年一月三十一日)前に第三条の規定に基づく届出(共同行為の実施期間の終了日を変更するものに限る。)をしたときは、この限りではない。

附 則 (平成二七年五月二九日公正取引委員会規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月三一日公正取引委員会規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月一〇日公正取引委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日公正取引委員会規則第二号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二五日公正取引委員会規則第七号)

この規則は、令和二年十二月二十五日から施行する。

様式第1号

様式第1号(用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 住 所 代表者の氏名

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第1条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

(フリガナ)		
(1) 名称又は氏名		
(2) 事務上の連絡先	住所 〒	
(2) 事務工の建設元		
	電話番号	
(-) () I was all the fate of the	部署・担当者名	
(3) 参加事業者等の概		
要		
(4) 業種	□1 製造業	業)
	□ 2 卸売業 ———— (業)
	□ 3 小売業(業)
	□4 サービス業 —— (業)
	□5 その他 ———	業)
(5) 設立に係る根拠法		
(事業者団体の場		
合)		
(6) 参加事業者又は事	① 参加しようとする事業者の数	名
業者団体の数	うち3分の2以上が中小事業者である	□はい
参加事業者・構成		□いいえ
事業者の3分の2以		
上が中小事業者であ	 ② 参加しようとする事業者団体(当該事業者団体	kの直接又は間接の
ることの確認	構成員である事業者団体を含む。)の数	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	全ての参加事業者団体(当該事業者団体の	
	構成員である事業者団体(ヨ政事業有団体) において	
	成事業者の3分の2以上が中小事業者である	_
		口はい
		□いいえ

(1) 共同行為の対象と	
する商品又は役務	
(2) 共同行為の内容	□1 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格(消費税額分
	を転嫁する前の価格)に消費税額分を上乗せする旨の決定
	(
	□ 2 消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれ
	ぞれ自主的に定める本体価格(消費税額分を転嫁する前の価格)
	に消費税額分を上乗せする旨の決定
	(
	□3 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の
	決定〔切上げ、切捨て、四捨五入、その他 単位 円〕
	(
	□4 その他〔具体的に 〕
	(
(3) 共同行為の実施期	令和 年 月 日~令和 年 月 日
間	
(4) 共同行為の実効を	□ 1 有 → 〔具体的に 〕
確保するための手	□ 2 無
段	

3 その他参考事項

- (1) 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体(当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。)の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名、構成事業者の数及び構成事業者のうち中小事業者が3分の2以上である旨を記載した書類
- (2) 共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し

- 1 「名称又は氏名」欄は以下のとおり記載すること。
 - (1) 複数の事業者が共同行為をしようとする場合
 - ○○ (一の事業者の名称又は氏名) ほか何名 (例:○○株式会社ほか9名)
 - (2) 事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合
 - ○○ (一の事業者の名称又は氏名) ほか何名及び△△ (一の事業者団体の名称) ほか何団体 (例:○○株式会社ほか8名及び△△組合ほか4団体)
 - (3) 複数の事業者団体が共同行為をしようとする場合
 - ○○ (一の事業者団体の名称) ほか何団体 (例:○○組合ほか5団体)
- 2 「参加事業者等の概要」欄は、「○○地域において△△を製造販売する事業者」など、共同 行為に参加しようとしている事業者や事業者団体の範囲について、その概要が分かるように記載すること。
- 3 「業種」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務に係る業種について、該当する□にレ印を入れ、括弧内に具体的に業種名を記載すること(業種が複数になる場合は、最も主要なものを○で囲むこと。また、業種が6以上になる場合は、主要5業種について記載すること。)。
- 4 「設立に係る根拠法(事業者団体の場合)」欄は、「名称又は氏名」欄に記載されているもの が事業者団体の場合に、設立に係る根拠法を記載すること。設立に係る根拠法のない場合は、 記載を要しない。
- 5 「参加事業者又は事業者団体の数 参加事業者・構成事業者の3分の2以上が中小事業者であることの確認」欄は、事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合には①及び②の両方に記載すること。

「参加しようとする事業者団体(当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。)の数」については、共同行為をしようとする事業者団体の数及び当該事業者団体の直接又は間接の事業者団体の数の合計数を記載し、「全ての参加事業者団体(当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。)において、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である □はい □いいえ」については、共同行為をしようとする事業者団体及び当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体全てにおいて、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である場合に「□はい」にレ印を入れること。

- 6 「共同行為の対象とする商品又は役務」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務の全てを 記載するものとし、その名称は、「家電製品」、「飲食サービス」等と具体的に記載すること。
- 7(1) 「共同行為の内容」欄は、しようとする共同行為の内容に該当する□にレ印を入れること。該当するものがない場合は、「その他」の□にレ印を入れ、その内容を記載すること。
 - (2) 端数の処理方法の決定をしようとする場合は、切上げ、切捨て、四捨五入その他の方法 のうち、該当するものを○で囲み(「その他」を○で囲んだときはその方法を記載する。)、 処理する端数の単位についても記載すること。
 - (3) 括弧内には、共同行為の内容が商品又は役務により異なる場合に、その商品又は役務の 名称を記載すること。
- 8 「共同行為の実効を確保するための手段」欄は、共同行為の実効を確保するために講じようとする手段の有無について、該当する□にレ印を入れ、共同行為の実効を確保するための手段を講じようとする場合は、その内容を記載すること。
- 9 「その他参考事項」は、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出書を 同時に提出している旨等の参考となるべき事項を記載すること。

- 10(1) 「添付書類」は、届出書に添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。
 - (2) 「添付書類」(1)の書類は、以下の様式のとおり作成すること。

番号	事業者団 体の名称	設立に係 る根拠法	住所	代表者の 氏名	構成事業 者の数	構成事業者の 事業者の割る □にレ印を	合(該当する
1						□3分の2 以上	□3 分の 2 未満
2						□3分の2 以上	□3 分の 2 未満
3						□3 分の 2 以上	□3 分の 2 未満

様式第2号

様式第2号(用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 住 所 代表者の氏名

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第2条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

(フリガナ)		
(1) 名称又は氏名		
(2) 事務上の連絡先	住所 〒	
	電話番号 — — —	
	部署・担当者名	
(3) 参加事業者等の概		
要		
(4) 業種	□1 製造業	
	□ 2 卸売業 ———— (業)	
	□ 3 小売業 — (業)	
	□4 サービス業 — (業)	
	□ 5 その他 — (業)	
(5) 設立に係る根拠法		
(事業者団体の場		
合)		

(1) 共同行為の対象と	
する商品又は役務	
(2) 共同行為の内容	□1 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示することの決定
	(
	□2 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示することの決定
	(
	□3 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「○○円(税抜価格)」、
	「〇〇円+税」など、消費税が別途課される旨を明示する旨の決
	定(
	□4 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者の見や
	すい場所に、「当店の値札は全て税抜表示となっています」、「消
	費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定
	(
	□5 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠
	表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、
	統一的に使用する旨の決定
	(
	□6 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定
	(
	□7 その他〔具体的に 〕
	(
(3) 共同行為の実施期	令和 年 月 日~令和 年 月 日
間	
(4) 共同行為の実効を	□ 1 有 → 〔具体的に 〕
確保するための手	□ 2 無
段	

3 その他参考事項

- (1) 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体(当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。)の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名及び構成事業者の数を記載した書類
- (2) 共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し

- 1 「名称又は氏名」欄は以下のとおり記載すること。
 - (1) 複数の事業者が共同行為をしようとする場合
 - ○○ (一の事業者の名称又は氏名) ほか何名 (例:○○株式会社ほか9名)
 - (2) 事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合
 - ○○ (一の事業者の名称又は氏名) ほか何名及び△△ (一の事業者団体の名称) ほか何団体 (例:○○株式会社ほか8名及び△△組合ほか4団体)
 - (3) 複数の事業者団体が共同行為をしようとする場合
 - ○○ (一の事業者団体の名称) ほか何団体 (例:○○組合ほか5団体)
- 2 「参加事業者等の概要」欄は、「○○地域において△△を製造販売する事業者」など、共同 行為に参加しようとしている事業者や事業者団体の範囲について、その概要が分かるように記載すること。
- 3 「業種」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務に係る業種について、該当する□にレ印を入れ、括弧内に具体的に業種名を記載すること(業種が複数になる場合は、最も主要なものを○で囲むこと。また、業種が6以上になる場合は、主要5業種について記載すること。)。
- 4 「設立に係る根拠法(事業者団体の場合)」欄は、「名称又は氏名」欄に記載されているもの が事業者団体の場合に、設立に係る根拠法を記載すること。設立に係る根拠法のない場合は、 記載を要しない。
- 5 「共同行為の対象とする商品又は役務」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務の全てを 記載するものとし、その名称は、「家電製品」、「飲食サービス」等と具体的に記載すること。
- 6(1) 「共同行為の内容」欄は、しようとする共同行為の内容に該当する□にレ印を入れること。該当するものがない場合は、「その他」の□にレ印を入れ、その内容を記載すること。
 - (2) 括弧内には、共同行為の内容が商品又は役務により異なる場合に、その商品又は役務の 名称を記載すること。
 - (3) 「共同行為の内容」欄の「3」、「4」又は「7」で税込価格を表示せずに価格表示をする旨の決定をする場合は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第10条に規定する要件を満たす必要がある点に留意すること。
- 7 「共同行為の実効を確保するための手段」欄は、共同行為の実効を確保するために講じようとする手段の有無について、該当する□にレ印を入れ、共同行為の実効を確保するための手段を講じようとする場合は、その内容を記載すること。
- 8 「その他参考事項」は、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書を同時に提 出している旨等の参考となるべき事項を記載すること。
- 9(1) 「添付書類」は、届出書に添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。
 - (2) 「添付書類」(1)の書類は、以下の様式のとおり作成すること。

番号	事業者団体 の名称	設立に係る 根拠法	住所	代表者の氏名	構成事業者の数
1					
2					
3					

様式第3号(用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の変更届出書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 住 所 代表者の氏名

令和 年 月 日に届け出た消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の届出書の内容を変更しますので、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第3条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

	変 更 事 項	変更理由及び 変更年月日
(フリガナ)		
(1) 名称又は		
氏名		
(2) 事務上の	住所 〒	
連絡先	電話番号 — — —	
	部署・担当者名	
(3) 参加事業		
者等の概要		
(4) 業種	□ 1 製造業	
	□ 2 卸売業 — (業)	
	□ 3 小売業 — (業)	
	□4 サービス業 — (業)	
	□ 5 その他 — (業)	
(5) 設立に係		
る根拠法		
(事業者団		
体の場合)		

(6) 参加事業	① 参加しようとする事業者の数	名	
者又は事業	うち3分の2以上が中小事業者である	口はい	
者団体の数		□いいえ	
参加事業			
者・構成事	② 参加しようとする事業者団体(当該事業	者団体の直	
業者の3分	接又は間接の構成員である事業者団体を含	む。) の数	
の2以上が		団体	
中小事業者	全ての参加事業者団体(当該事業者[団体の直接	
であること	又は間接の構成員である事業者団体を行	含む。) にお	
の確認	いて、それぞれの構成事業者の3分の	2以上が中	
	小事業者である	口はい	
		□いいえ	

		変更理由及び
	変更事項	変更年月日
(1) 共同行為		
の対象とす		
る商品又は		
役務		
(2) 共同行為	□1 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格	
の内容	(消費税額分を転嫁する前の価格) に消費税額分を	
	上乗せする旨の決定	
	(
	□2 消費税率引上げ後に発売する新製品について各事	
	業者がそれぞれ自主的に定める本体価格(消費税額	
	分を転嫁する前の価格)に消費税額分を上乗せする	
	旨の決定	
	(
	□3 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数	
	の処理方法の決定〔切上げ、切捨て、四捨五入、そ	
	の他 単位 円〕	
	(
	□4 その他〔具体的に 〕	
	(
(3) 共同行為	令和 年 月 日~令和 年 月 日	
の実施期間		
(4) 共同行為	\square 1 有 \rightarrow 〔具体的に 〕	
の実効を確	□ 2 無	
保するため		
の手段		

- (1) 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体(当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。)の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名、構成事業者の数及び構成事業者のうち中小事業者が3分の2以上である旨を記載した書類(変更部分のみ)
- (2) 共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し(変更部分のみ)

1 各項目について、変更しようとするものについてのみ、変更後の内容を「変更事項」欄に記載し、「変更理由及び変更年月日」欄に、変更の理由及び主体に関する変更が行われる日又は変更後の内容を実施しようとする日を記載すること。

変更しない項目については、何も記載しなくてよい。

- 2 「名称又は氏名」欄は以下のとおり記載すること。
- (1) 複数の事業者が共同行為をしようとする場合
 - ○○ (一の事業者の名称又は氏名) ほか何名 (例:○○株式会社ほか9名)
- (2) 事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合
 - ○○ (一の事業者の名称又は氏名) ほか何名及び△△ (一の事業者団体の名称) ほか何団体 (例:○○株式会社ほか8名及び△△組合ほか4団体)
- (3) 複数の事業者団体が共同行為をしようとする場合
 - ○○ (一の事業者団体の名称) ほか何団体 (例:○○組合ほか5団体)
- 3 「参加事業者等の概要」欄は、「○○地域において△△を製造販売する事業者」など、共同 行為に参加しようとしている事業者や事業者団体の範囲について、その概要が分かるように記載すること。
- 4 「業種」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務に係る業種について、該当する□にレ印を入れ、括弧内に具体的に業種名を記載すること(業種が複数になる場合は、最も主要なものを○で囲むこと。また、業種が6以上になる場合は、主要5業種について記載すること。)。
- 5 「設立に係る根拠法(事業者団体の場合)」欄は、「名称又は氏名」欄に記載されているもの が事業者団体の場合に、設立に係る根拠法を記載すること。設立に係る根拠法のない場合は、 記載を要しない。
- 6 「参加事業者又は事業者団体の数 参加事業者・構成事業者の3分の2以上が中小事業者であることの確認」欄は、事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合には①及び②の両方に記載すること。

「参加しようとする事業者団体(当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。)の数」については、共同行為をしようとする事業者団体の数及び当該事業者団体の直接又は間接の事業者団体の数の合計数を記載し、「全ての参加事業者団体(当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。)において、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である □はい □いいえ」については、共同行為をしようとする事業者団体及び当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体全てにおいて、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である場合に「□はい」にレ印を入れること。

- 7 「共同行為の対象とする商品又は役務」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務の全てを 記載するものとし、その名称は、「家電製品」、「飲食サービス」等と具体的に記載すること。
- 8(1) 「共同行為の内容」欄は、しようとする共同行為の内容に該当する□にレ印を入れること。該当するものがない場合は、「その他」の□にレ印を入れ、その内容を記載すること。
- (2) 端数の処理方法の決定をしようとする場合は、切上げ、切捨て、四捨五入その他の方法 のうち、該当するものを○で囲み(「その他」を○で囲んだときはその方法を記載する。)、 処理する端数の単位についても記載すること。
- (3) 括弧内には、共同行為の内容が商品又は役務により異なる場合に、その商品又は役務の 名称を記載すること。
- 9 「共同行為の実効を確保するための手段」欄は、共同行為の実効を確保するために講じようとする手段の有無について、該当する□にレ印を入れ、共同行為の実効を確保するための手段を講じようとする場合は、その内容を記載すること。

- 10(1) 「添付書類」は、届出書に添付した書類について、該当する番号を \bigcirc で囲むこと。
 - (2) 「添付書類」(1)の書類は、以下の様式のとおり作成すること。

番号	事業者	設立に	住所	代表者	構成事	構成事業者	のうち中小	変更理由及
	団体の	係る根		の氏名	業者の	事業者の割	合(該当する	び変更年月
	名称	拠法			数	□にレ印を	入れる)	目
1						□3分の2	□3 分の 2	
						以上	未満	
2						□3分の2	□3 分の 2	
						以上	未満	
3						□3 分の 2	□3 分の 2	
						以上	未満	

様式第4号

様式第4号(用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の変更届出書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 住 所 代表者の氏名

令和 年 月 日に届け出た消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出書の内容を変更しますので、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第3条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

	変更事由	変更理由及び 変更年月日
(フリガナ)		
(1) 名称又は		
氏名		
(2) 事務上の	住所 〒	
連絡先	電話番号 — —	
	部署・担当者名	
(3) 参加事業		
者等の概要		
(4) 業種	□ 1 製造業	
	□ 2 卸売業 — (業)	
	□ 3 小売業 — (業)	
	□4 サービス業 —— (業)	
	□5 その他 — (業)	
(5) 設立に係		
る根拠法		
(事業者団		
体の場合)		

	<i>т</i>	変更理由及び
	変更事曲	変更年月日
(1) 共同		
行為の		
対象とする商		
品又は		
役務		
(2) 共同	□1 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示することの決定	
行為の	(
内容	□2 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示することの決定	
	(
	□3 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「○○円(税抜価	
	格)」、「○○円+税」など、消費税が別途課される旨を明示す	
	る旨の決定	
	(
	□4 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者の	
	見やすい場所に、「当店の値札は全て税抜表示となっていま	
	す」、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定	
	(
	□5 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を	
	別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を	
	作成し、統一的に使用する旨の決定	
	(
	□6 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定	
	(
	□7 その他[具体的に]	
	(
(3) 共同	令和 年 月 日~令和 年 月 日	
行為の実施期		
間		
(4) 共同	□ 1 有 → 〔具体的に 〕	
行為の実効を	□ 2 無	
確保す		
るため		
の手段		

- (1) 一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体(当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。)の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名及び構成事業者の数を記載した書類(変更部分のみ)
- (2) 共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し(変更部分のみ)

1 各項目について、変更しようとするものについてのみ、変更後の内容を「変更事項」欄に記載し、「変更理由及び変更年月日」欄に、変更の理由及び主体に関する変更が行われる日又は変更後の内容を実施しようとする日を記載すること。

変更しない項目については、何も記載しなくてよい。

- 2 「名称又は氏名」欄は以下のとおり記載すること。
 - (1) 複数の事業者が共同行為をしようとする場合
 - ○○ (一の事業者の名称又は氏名) ほか何名 (例:○○株式会社ほか9名)
 - (2) 事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合
 - ○○ (一の事業者の名称又は氏名) ほか何名及び△△ (一の事業者団体の名称) ほか何団体 (例:○○株式会社ほか8名及び△△組合ほか4団体)
 - (3) 複数の事業者団体が共同行為をしようとする場合
 - ○○ (一の事業者団体の名称) ほか何団体 (例:○○組合ほか5団体)
- 3 「参加事業者等の概要」欄は、「○○地域において△△を製造販売する事業者」など、共同 行為に参加しようとしている事業者や事業者団体の範囲について、その概要が分かるように記載すること。
- 4 「業種」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務に係る業種について、該当する□にレ印を入れ、括弧内に具体的に業種名を記載すること(業種が複数になる場合は、最も主要なものを○で囲むこと。また、業種が6以上になる場合は、主要5業種について記載すること。)。
- 5 「設立に係る根拠法(事業者団体の場合)」欄は、「名称又は氏名」欄に記載されているもの が事業者団体の場合に、設立に係る根拠法を記載すること。設立に係る根拠法のない場合は、 記載を要しない。
- 6 「共同行為の対象とする商品又は役務」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務の全てを 記載するものとし、その名称は、「家電製品」、「飲食サービス」等と具体的に記載すること。
- 7(1) 「共同行為の内容」欄は、しようとする共同行為の内容に該当する□にレ印を入れること。該当するものがない場合は、「その他」の□にレ印を入れ、その内容を記載すること。
 - (2) 括弧内には、共同行為の内容が商品又は役務により異なる場合に、その商品又は役務の 名称を記載すること。
 - (3) 「共同行為の内容」欄の「3」、「4」又は「7」で税込価格を表示せずに価格表示をする旨の決定をする場合は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第10条に規定する要件を満たす必要がある点に留意すること。
- 8 「共同行為の実効を確保するための手段」欄は、共同行為の実効を確保するために講じようとする手段の有無について、該当する□にレ印を入れ、共同行為の実効を確保するための手段を講じようとする場合は、その内容を記載すること。
- 9(1) 「添付書類」は、届出書に添付した書類について、該当する番号を○で囲むこと。
 - (2) 「添付書類」(1)の書類は、以下の様式のとおり作成すること。

番号	事業者団体 の名称	設立に係 る根拠法	住所	代表者の氏名	構成事業者の数	変更理由及 び変更年月 日
1						
2						
3						

様式第5号(用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

消費税の転嫁の方法又は消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の廃止届出書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 住 所 代表者の氏名

- 1 令和 年 月 日に届け出た消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為を、 令和 年 月 日をもって廃止したので、
- 2 令和 年 月 日に届け出た消費税についての表示の方法の決定に係る 共同行為を、令和 年 月 日をもって廃止したので、

届け出ます。

(記載上の注意)

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のうち、廃止したものの番号を○で囲むこと。